

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷十第

行發日一月二年九正大

論 說

資本論に見はれたる唯物史觀……………法學博士 河上 肇

社會的租稅政策の根本理論……………法學博士 小川郷太郎

鎌倉時代の家族制度(一)……………文學博士 三浦 周行

消費稅が生産者及び消費者の社會政策的考察……………法學博士 神戸 正雄

植民地の土地政策(二完)……………法學博士 山本美越乃

交通の意義と交通論の問題……………法學士 小島昌太郎

時事問題

支那の日貨排斥運動……………法學博士 戸田 海市

雜 錄

手形交換所制度論(一)……………法學士 大森 研造

絹に關する外國語……………法學博士 財部 靜治

岡山藩の開墾策(一)…………… 黑 正 巖

植民地の土地政策（二完）

山本美越乃

植民地土地政策の主眼とする所は、上述の如く一方に於ては投機的土地賣買の弊害を防止すると共に、他方に於ては能ふ限り中小農民階級をして土地を取得せしめ、彼等を基礎として經濟上に於ても社會上に於ても堅實なる植民地の發達を遂げしめんとするに在るが故に、其の解決に當りては（一）官公有地及無主地の處分法、（二）家産制度の設定、（三）土地所有權の確保等に付きて特に考慮を加ふるの必要あり。

（一）官公有地及無主地の處分法、植民地をして成るべく速かに秩序的の發達を遂げしめんと欲せば、先づ官公有地及無主地の未だ利用せられざるものを私人又は私人の團體に交付して、植民地に於ける自然の恩惠を最も有効に利用せしめんことに努むるより急なるはなし、而して之を爲すに當りては官公有地及無主地は如何なる方法に依りて之を交付すべきや、換言せば（イ）無償交付の方法に依るべきや或は有償交付の方法に依るべきや、（ロ）有償交付の方法に依るとせば競賣法に依るべきや、或は然らずして豫じめ價格を定めて之を拂下ぐべきや、（ハ）又其の交付には何等の義務を負担せしむることなくして全く無條件を以て直ちに所有權を取得せしむべきや、或は條件附

權利の取得を認むべきや如何等を研究すること頗る肝要なり、固より是等の問題は時と所とに應じて必ずしも劃一的なるを得ずと雖も、如何なる場合に於ても常に注意せざる可からざる一事は、眞實土地の開墾利用に當らんとする私人又は私人の團體には、土地の取得に關して能ふ限り便宜を與ふると共に、又能く植民地全般の利害關係を考察して、將來人口の増加及産業の發達に伴ふ地價の騰貴に際し、植民地政府の膨脹せる經費の一部を土地に負擔せしめ得るが如き方法の下に、其の處分法を講ずべきことは是れなり。

(イ)此の如き主義に依りて官公有地及無主地を私人又は私人の團體に交付するに當り、最初に決定せざる可からざる問題は、無償又は有償交付の何れに依るべきやとこのことは是れなり、此の問題の決定に關しても亦何れが土地投機の弊風を助成するの危険大なりやを考察して之を決せざる可からず、固より有償交付の場合と雖も、植民地の土地は其の性質上一般に低廉なる價格を以て拂下げらるるが故に、投機の目的物となること敢て稀ならず、然れども之を無償交付の場合に比較する時は、尙ほ其の弊害を小ならしむることを得べし、加ふるに人口の増加及産業の發達に伴ひ當然且確實に其の價格の騰貴すべき土地を無償を以て交付するが如きことは、植民地政府の好収入源を失ふ點より論ずるも、特別の事情ある場合(例へば氣候・風土其の他諸種の自然的事情は母國人の移住に適せざるも、資本を放下して特殊の産業を開發せしむる必要ある場合に、其の放

資を誘ふ一手段として無償を以て土地を交付する場合の如し)の他は之を是認すべきに非ず、蓋し植民地政府の収入を作成する方法は種々ありと雖も、一般住民に苦痛を感せしめ若くば植民地の産業上の發達を阻碍することなくして、政府に収入を生ずることの比較的容易なるものの一は官公有地及無主地の拂下げにして、其の方法及價格の決定等は各場合の事情殊に土地の收益狀態等に應じて必ずしも一様なるを得ずと雖も、從來母國民の移住を獎勵せんが爲めの一手段たりし植民地の土地の無償交付法の如きは、徒に土地授機の弊風を助成せしむるの虞れあるのみならず、之が爲めに極めて良好なる政府の収入源をも之を失ふの結果を生ずべきが故に、何れの點より論ずるも適當なる處分法と稱するを得ざるなり、故に植民地の土地は原則としては有償且相當の價格を以て之を拂下ぐるの主義に出でざる可からず。

假令之に依りて達せんとする目的は異なれりと雖も、植民地の土地政策上に初めて組織的に此の主義を實行せんと試みたる者は有名なるウエイクフ#ールドにして、(本論叢第九卷第貳號七〇頁以下拙稿『植民地の労働政策』参照)、ウエイクフ#ールド制度の主眼とする所は土地政策よりは寧ろ労働政策に存し、即ち植民地の富源の開發に必要缺く可からざる努力を得んが爲めには、無産者が自由に土地を所有し得るが如き無償交付法を排し、土地を購ひ得る餘裕を生ずるに至る迄は、彼等をして専心労働に従事せしむることに依りて勞力の供給を潤澤ならしむると共に、一

度餘裕を生じて土地の拂下げを受け、自ら地主として獨立の生計を營み得るに至る時は、此の拂下げに依りて生じたる政府の收入を以て更に労働者の移住を奨勵し、以て植民地に於ける勞力の缺乏を補はんとするに在りしも、無償交付の主義を排して植民地の土地は有償且相當の價格を以て拂下げられざる可からずとなしたる點に於ては相同じ。

(ロ)既に植民地の土地は有償且相當の價格を以て之を拂下ぐるの主義に出でざる可からずとせば、次に攻究を要すべき問題は其の拂下げは競賣法に依るべきや、或は豫じめ價格を一定して之を賣却する方法に依るべきや如何とのこと是れなり、一般的に之を論ずる時は競賣法に依る土地の處分法は、眞實土地の開墾利用に當らんとする者に土地を得せしむるよりは、寧ろ將來地價の騰貴を俟ちて高價に之を賣却し、以て其の差額を利せんとする所謂投機的の土地放資者に買占めの機會を與ふること多し(註)、何となれば之を競賣に付するも競争者の現はれざるが如き土地は、各種の事情の下に有利の土地と稱するを得ざるが故に、眞實土地の開墾利用に當らんとする者と雖も此の如き土地は進んで之を購入するを欲せざるべく、之に反して多くの競争者の現はるる土地は、假令現在に於ては然らずとも將來は必ず有利の地たるべきことを示すものにして、斯かる土地は寧ろ放資の好目的物として土地放資者に依りて獨占的に買收せらるるの傾向あるを以てなり、加之、競賣法は之を過去に於ける各國の實驗に徴するも、往々關係官吏及投機的の土地放資者

の間に諸種の不正行爲を敢てせしむるの原因を成ることも甚だ多し、此の點に關してはウエイクン
 #1の如きも明かに其の弊害を指摘して曰べ、^①“Under the auction plan, the honest industrious
 settler is liable to be plundered by jobbing and roguery of various sorts. The official surveyors, by
 means of information obtained whilst they were making the survey, have it in their power to job;
Officials of all sorts who can obtain from the surveyors' reports superior information as to
 the varying qualities of the land, can job if they please, and do job most woefully.”^②故に植民
 地の土地の拂下方法は各土地に就きて政府自ら豫じめ其の價格を定め、眞實土地の開墾利用に當
 らんとする者に之を賣却するの方針に出づるを適當とすべく、唯特別の事情の爲めに此の方法に
 依る能はざる場合にのみ、例外として競賣法を採用せしむべきなり。

(註) The speculating capitalist can job, by means of his command of money. The *bonâ fide* settler, the man ready
 and anxious to lay out his money in land improvements upon it, has to buy off these harpies. Often, when his
 means are insufficient for that purpose, they sell him the land on credit at an exorbitant price, and ruin him by
 means of the heavy interest.The plan of auction is very unpopular in the colonies, excepting of course
 amongst the happy class, who by means of it prey on the class of true colonists. To the class of true colonists
 it is invariably and grievously harmful.^③

(ハ)上述の如く植民地の土地は有償且相當の指定價格を以て之を拂下ぐるを適當とするも、單に

(1) Wakefield, E. G. A View of the Art of Colonization, p. 359.
 (2) Wakefield, pp. 360-361.

之のみにては未だ土地投機の弊害を防止するに足らず、投機的の土地放資者は斯かる制度の下に在りても尙ほ巧みなる手段を弄して有望なる土地は常に之を先占せんことに努むべく、從て眞實土地の開墾利用に従事せんとする者は、最初政府に依りて拂下げられたる價格よりも遙に高價を以て、是等の投機的放資者より必要なる土地を購はざる可からざることとなり、堅實なる中小農民階級の發展を阻碍するに至るべきを以て、假令上述の主義に依るも全く無條件を以て直ちに土地の所有權を取得せしむるが如きは良策と稱するを得ず、自ら土地を利用せずして單に其の所有權のみを收め、後日地價の騰貴を俟ちて巨利を博せんとする投機的の土地放資者の爲めに、眞實土地の開墾利用に當らんとする者の發展を妨げらるるが如き弊を防止せんと欲せば、植民地の土地は最初より無條件を以て之を交付せずして、一定の條件例へば此處に土着して開墾に従事するか、又は一定の期間居住して土地改良等の爲めに勞力資本を投じたる場合に、初めて其の所有權を取得せしむる等の條件の下に所有地の面積を限りて拂下げを爲し、若し然らずして單に所有權のみを得んとするが如き者に對しては、條件具備の場合に比して拂下げ價格を異にするか、或は土地増價稅其の他の方法に依りて特別の負擔を爲さしむるを要す、固より此の如き方法に依るも投機的の土地放資の弊風を全く阻止することは之を望み得べからずと雖も、何等の條件をも附することなくして自由に土地の所有權を取得せしむる場合に比する時は、其の弊害を小ならしむることを

得べし。

之を各國の實例に徴するに有名無實の土地所有者の跋扈を防ぎ、眞實土地を利用せんとする者に其の便を與へんとする政策は、米國に於ては植民地時代よりは却て獨立後に著しき發達を遂げ、從來各州の有に歸したる土地は之を合衆國に交付すると共に、拂下げの最小面積四千『エーカー』の制限を廢して四十『エーカー』となし、是等の土地は最低價格を定めて競賣に付するも其の價格は必ず現金を以て支拂はしむることとし、又最初は課税を免除するも五箇年を経過する時は相當重税を課して所有者に土地利用の義務を負はしめ、更に各人の所有面積を制限して投機的土地買占の弊風を防止せんことに努めしが、其の後前世紀の中葉に至り先買法(Pre-emption Act)及家産法(Homestead Act)を制定して、中小農民階級の保護を一層有效ならしめんとしたり、先買法に據れば合衆國の公民及公民たらんとする意志を合法的に表示したる者は、其の土地に移住して六箇月間土地改良の爲めに努力したる場合に限り、百六十『エーカー』以内の土地の交付を受けることを得べく、又家産法に據れば前掲の資格を有する者は八十乃至百六十『エーカー』の家産地を有することを得るも、特別の事情ある場合を除く外は、六箇月以内に耕作を開始して七箇年以内之を完成し、且其の土地に五箇年以上實際居住するに非ずんば完全なる所有權を與へざることとし、以て有名無實の土地所有者の發生を防止せんとせり。

業労働者等に交付するの主義に出でたり、英領南亞に於ては官有地は入札の方法に依りて賃借料の申出での高き者に有期若くは無期(即ち世襲的)の借地権を與へ、原則としては之を拂下げざるの主義を採り、又假令之を拂下ぐる場合と雖も完全なる所有權の取得には一定の義務例へば開墾・利用等の義務の履行を必要條件となせり。(1)

由來官公有地の拂下げに代ふるに貸地制度を以てすることは英領植民地の一特色にして、殊に發達の迅速なる植民地及都會地に於ては地價の騰貴も亦著しきを以て、政府は漫りに土地の拂下げを爲すことなく、唯其の利用のみを各人の自由に委ねるの主義より貸地制度を實行し、期限の到來後は再び新たな條件の下に之を利用せしむるの方針に出づることは、植民地政府の收入源を保存する上より考ふるも、亦土地投機の弊風を防止する點より論ずるも良策たるを失はず、英領植民地に貸地制度の弘く行はるる所以は、英本國に於ても亦該制度の弘く行はるるに因由するものにして、本國に斯かる制度の行はれざる國の植民地に於ては、移住者は習慣上土地の所有權を取得せんことを欲すべく、此の如き場合には土地の拂下げを實行するも、地價の自然的騰貴に伴ふ利益の一部は、之を土地増價税等の方法に依りて政府に收むることに注意するは、植民地の土地政策上肝要なる事項なり、土地増價税の制度に依りて地價の自然的騰貴に伴ふ利益の一部を政府に收むることは財政政策上必要なるのみならず、土地投機の弊害を防止する上に於ても亦其の效

(1) Köbner, a. a. O. S. 196 fg.

果少しとせざるなり、蓋し此の制度を實行する時は數年を隔てて土地の價格を改めて評價し、其の自然的増價の割合に應じて課税するが故に、之を利用せずして單に投機の目的の爲めに廣大なる土地を保有するが如きことは、土地所有者の負擔を大ならしむるに過ぎざるより、彼等は相當の價格を以て之を賣却するか、然らずんば自ら土地利用の途を講ずるに至るべければなり。

因に、土地政策上に増價税の制度を巧みに應用して成功を收めたる實例は、膠州灣に於て之を發見することを得べし、獨逸の膠州灣を占領するや徐々に支那人の所有地を買収するの方針を採り、其の買收價格は現に土地を所有せる者の力に依るか、又は彼等の父祖の力に依りて價格を増加せしめたる場合の他は、一般に占領前の地價を標準とし、買收を了したる土地は最低價格を定めて競賣に付するも、購入者が更に之を他に賣却せんとする場合には、豫じめ其の價格を政廳に申告せしめ、購入價格と賣却價格との間に差益あることを發見する時は、政廳は之に對して三割三分三厘餘の土地増加税を賦課したり、尤も購入後土地に改良を施したる場合には、其の費用は六分の利子を附して之を差益中より控除し(費用の實額は別に審査委員會を設けて之を審査せしむ)、又脱税を豫防せんが爲めに政廳は賣却者の申告價格を以て、優先的に該土地を買上ぐるの權利を留保せり、若し又土地所有者が二十五箇年間其の土地を他に賣却せずして繼續的に所有せる時は、此の間に於ける地價の騰貴額に對し三割三

分三厘を超過せざる範圍に於て一回限り土地増價税を課せらるべく、爾後二十五箇年毎に之を反覆すべきことを定めたり、以上は膠州灣に於ける土地増價税の要旨なるも、是れ以外に授機的の土地買占を防止せんが爲めに、購入者が最初届出でたる土地の利用計畫を實行せざる時は、斯かる土地に對しては特に高率の地租を課し、豫定の計畫を實行したる場合に初めて普通の率に復すべきことを規定せり、膠州灣に於ける土地政策は、最初は多少段に失するの非難なきに非ざりしも、其の結果は却て良好なりしより模範的土地政策の一として目せらるるに至れり。⁽¹⁾

和蘭の植民地に於ては政府は能ふ限り土民の爲めに土地を保存せんことに努め、殊にジャバに於ける土民の土地所有權は法律上完全なる保護を受け、土民は其の所有地を抵當に供し或は一定の條件の下に他人に貸與することを得るも、土民以外の者に賣買讓渡するを禁じ以て外人の土地買占を豫防すると共に、母國人及母國に住所を有する者に對しては入札の方法に依り一定の面積を限りて有期借地權を與ふるの主義を採り、佛領コンゴ^{●●●●●}に於ては最初は土地を小分して交付したるも其の結果豫期の如くならざりしより、遂に特許會社に有期的に土地を貸與して之を利用せしむることとし、特許會社は是等の土地を實際開墾するの義務を負ひ、若し一定の期間内に開墾に着手せざる時は借地權を失はしめ、以て有名無實の土地の占有を防ぎ、アルヂエリー^{●●●●●}に於ては

(1) Mohr, F. W. Handbuch für das Schutzgebiet Kiautschou, S. 238fg. Köbner, a. a. O. S. 210fg.
拙著『支那に於ける獨逸の經營』四〇頁以下、

佛國の占領當時土地投機熱頗る盛んなりしより之が防止の規定を設け、未墾地は土民の所有地たる證明なき限りは之を政府に收め、土地の交付を希望する者には開墾の條件を附して之を貸與し、若し其の義務を履行せざる時は高率の地税を課し、更に一定の期間を経過するも尙ほ開墾に従事せざる時は之を沒收すべきことを定めて、土地投機の弊風を防止せんことに努めたり。⁽¹⁾

(二) 家産制度の設定、以上説述せる所に依りて假令官公有地及無主地の遺憾なき處分法を講ずるも、本來資力の豊かならざる中小農民等は、或は凶歳の爲めに、或は不慮の事變の爲めに、或は彼等自己の慎慮を缺けるが爲めに、投機的の土地放資者及高利貸等の奸策に陥り、終には彼等の生活の唯一の資源たる土地を失ふに至ること稀なりとせず、否一方に於て土地の買占及投機的賣買の弊害を防止せんことに努むるも、他方に於て真正の土地の利用者に對する積極的の保護方法を講せざる時は、公平なる土地處分法の效果も結局一時の幻影に過ぎずして、久しからずして諸種の弊害を續出するに至るべし、故に投機的の土地放資者及高利貸の跋扈を防ぎ中小農民階級の生活の安固を保障せんと欲せば、一家の生計の維持に必要缺く可からざる最小限度の土地は、之を家産として賣買讓渡又は抵當權の目的物となすことを得ざらしめ、若し其の權利を他に移轉する必要ある場合には、豫じめ届出でしむると共に其の先買權を政府に留保するが如き制度を設くるを適當とす、固より此の如き制度は中小農民階級に對する金融機關の完備と相俟ちて初めて

(1) Köbner, a. a. O. S. 204 fg.

其の實效を擧ぐることを得るものにして、單に家産制度を制定して一定の土地を賣買讓渡又は抵當權の目的物となすことを禁止するも、若し中小農民階級に對する金融機關にして完備せざる時は、他に適當なる擔保物件を有せざる彼等は勢ひ對人信用に依りて必要な資金を調達せざる可からざることとなるも、對人信用の對物信用に比して高利を要求せらるべきは彼等の境遇上自明の理たり、果して然りとせば家産制度の爲めに却て彼等の苦痛を増加せしむるが如き結果を生ずることなしとせざるが故に、該制度の採用と共に一方に於ては必要缺く可からざる資金は、對人信用を以て低利に之を融通し得べき特殊の金融機關(例へば金融組合の如き機關)を各地に設置するを要す。

現今文明國に於ては土地に關する制度は多年の慣習上既に一定せるものがあるが故に、中小農民階級の利益を保護せんが爲めに新たに家産制度を採用せんとするも、實行上多くの障礙を發見し、容易に其の採否を決する能はざるが如しと雖も、植民地に於ては官公有地及無主地の殘存せるもの少からざるに加へ、土地に關する制度の如きも未だ確立するに至らざるが故に從來の習慣又は制度の拘束を受くることなく、從て土地拂下げの當初より斯かる制度を實行し、未墾地は勿論其の他の土地と雖も面積大に失するものは能ふ限り之を買收して、眞實土地を利用せんとする者に適當に交付するの主義を採らば、植民地の産業上の開發を助くること決して鮮しとせざるべし。

家産法を初めて制定實施したるは北米合衆國にして、米國に於ける家産法には一般的の家産法 (General or National Homestead Act) 及各州特別の家産法 (Homestead and Exemption Laws) の二種あり、一般的の家産法は一八六二年に制定せられ、合衆國の公民又は公民たらんと欲する者に於て、年齢二十一歳以上若くは夫れ以下と雖も合衆國の陸海軍人として一定の期間實戰に参加したる者は、五箇年間該土地に居住して開墾に従事し、且一定の料金を納付する場合には百六十「エーカー」以内の國有未墾地の交付を受け得べきことを定め、該法律は一八九一年及同九六年に修正せられ、或州又は或地方に於て既に百六十「エーカー」以上の土地を所有せる者は、他州又は他地方に於て此の特典に與かることを得ず、又此の權利を得んとする者は少くとも十四箇月間既に其の土地に居住せることを必要條件となせり、各州特別の家産法は一八三九年にテキサス州に於て初めて制定せられしより以來殆んど全國に普及するに至りしが、其の内容は州に依りて多少差異あるも、要するに所有財産の一部を家産として債權者の差押權の範圍外に置き、以て住民の生活の安固を保障せんとするものにして、合衆國の此の先例は英領植民地に傳はり、加奈太・濠洲・ニュージールランド等に於ても亦該制度の實行を見るに至れり。⁽¹⁾

固より是等の各地に行はるる家産法は未だ以て理想的のものと稱するを得ず、殊に米國の家産法の如きは家産の效力を最年少の子女の成年に達したる時を以て終了せしむるが故に、家族維持

(1) Manson, E. "The Homestead Acts," in *Journal of the Society of Comparative Legislation*. London, 1899.
Thompson, S. D. A Treatise on Homestead and Exemptions. San Francisco, 1886. 等參照

の本來の主旨に合致せざるが如き憾みあり、其の他家産の差押は之を禁止しつつ擔保に供することとは之を禁止せざるが如き、又假令之を禁ずる場合に於ても、之に代るべき對人信用の金融機關を設くることに付きて何等の考慮を廻らさざるが故に、擔保物件を有せざる家産權者は勢ひ高利の資金を借入れざる可からざることとなり、其の苦痛を大ならしむる等の缺點あり、故に此の制度の採用に當りては諸種の方面より其の利害得失を攻究して、各植民地の實際上の要求に最も能く適合すべき家産制度を設定せざる可からざるや勿論なりと雖も、植民地に於ける土地兼併及投機的買占等の弊を防止して、眞實土地を利用せんとする者に適當の土地を得せしむると共に、安固に之を保有せしめんと欲せば、家産制度の主義を採用することは緊要なる一事項たり。

(三)土地所有權の確保、最後に植民地の土地の利用を有效ならしめんと欲せば、其の所有權を安全且確實に保障するの必要あり、而して土地所有權の確保は土地臺帳の作成・不動産登記制度の實施其の他の方法に依りて、土地所有權の歸屬を國家の力を以て證明するより有力なるはなし、凡そ土着民が一定の地方に久しく居住して習慣的に土地を利用しつつある場合には、其の居住者が果して該土地の所有者なりや、或は然らずして他に眞正の權利者ありや、之を詳にすること能はざる場合少しとせず、殊に土地廣大にして人口稀薄なる地方に於ては、住民等は自由に各處に循環耕作法を行ふが故に、一定の土地が果して何人の所有に歸するや、又其の所有者が全然之を委

棄したりと看做し得べきや否や、權利關係の頗る不明瞭なる場合多し、例へば我が臺灣に於ても領有の當初は大租戸(又は墾主、即ち家族たる地主)小租戸(又は墾戸、即ち現に土地を占有せる農民)等の權利雜然として併存し、土地所有權の實際上の歸屬を明かにすることを得ざりしが如き、⁽¹⁾又朝鮮人は本來土地所有權の觀念に乏しく、土地は恰も家屋の附屬物の如くに思考したる風ありしと、農業の如きも循環耕作法に依れるもの多く、従て一度耕作したる土地を委棄し去れる例少しとせず、斯かる場合には土地所有權の不確實なるより啻に諸種の紛争を醸すのみならず、其の利も自ら粗略に流れ一般に不完全たるを免れず、故に植民地に於ける土地の所有權を確保することは、一切の産業上の活動に安定の基礎を供する所以にして、此の如くにして初めて植民地の秩序的発展を遂げしむることを得べきなり。

土地の所有權を確保する方法としては、嘗て濠洲に於てサー、ロバート、トレンス(Sir Robert R. Torrens, 1814-1884)に依りて立案せられたる土地登記制度の如きは最も參考に値すべきものたり、該制度に據れば土地所有權の確定登記を爲さんとする際には、登記委員等は各種の方面より其の權利關係を精密に調査し更に必要と認むる時は其の土地に就きて實地檢分を行ひ、然る後一定の期間公告を爲して該土地に對する權利の確定に付き異議の申立なきや否やを一般に問ひ、異議の申立なき場合に初めて登記を完了して其の所有權を確定するものにして、⁽²⁾此の如き方

(1) 持地六三郎氏著『臺灣植民政策』一一〇頁以下、
 (2) トレンス、システムノ詳細ヲ知ラント欲セバ Hogg, J. E. The Australian Torrens System. London, 1905. Niblack, W. C. An Analysis of the Torrens System of Conveying Land. Chicago, 1912. 等參照、

法に依る時は常に土地に對する權利を安全に保障し得るのみならず、又間接に土地の測量及土地臺帳の作成等の大事業を不知不識の間に完成せしむることを得るの利あり、此の制度に付きても亦其の實際上の適用に關しては各場合の實情に應じて斟酌を加へざる可からずと雖も、要するに其の所有權を安全且確實に保障するの制度を設くることは、土地兼併及投機的買占等の弊を監視する上より論ずるも極めて必要なりとす。

以上植民地の土地政策に關して説述せる所を要言せば、植民地の土地は之を自由に住民に交付せずして一定の條件の下に一定の價格を以て一定の面積を交付するの方針を採り、且是等の交付地に對しては其の權利を確實に保障して後日の紛争を斷ち、若し交付條件に反して土地の利用を怠り、或は漫りに他に權利を移轉せんとするが如き場合には國家は其の先買權を留保し、以て土地の兼併及投機的賣買等の弊を防止して、眞實土地を開墾利用せんとする者の手に之を歸せしむることに注意せざる可からずと言ふに在り。(完)